

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

1 信用保証利用限度額

一般保証 (2.8億円)	+	セーフティネット保証 (2.8億円)	+	危機関連保証 (2.8億円)
※通常ご利用いた だいている保証		(1) 4号保証:100%保証 (指定地域)全都道府県 (指定期間)令和2年6月5日迄 ・令和2年3月2日 市制度拡充 (2) 5号保証:80%保証 (指定業種)全業種 (指定期間)令和3年1月31日迄 NEW 令和2年5月1日 県制度拡充		危機関連保証:100%保証 (全国・全業種) (指定期間)令和3年1月31日迄 令和2年3月13日 市制度拡充 令和2年4月1日 県制度創設 NEW 令和2年5月1日 県制度拡充

2 認定基準(各市町村にて認定書発行)

セーフティネット保証

- セーフティネット保証4号(突発的事由として全国が対象)
次のいづれにも該当すること。
 - ◆ 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - ◆ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- セーフティネット保証5号(不況業種として全業種が対象)
次のいづれかに該当すること。
 - ◆ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近売上高等の減少と売上高見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可。
(例)2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込。
 - ◆ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

危機関連保証

(全国・全業種が対象)

- 次のいづれにも該当すること。
- ◆ 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
 - ◆ 経済産業大臣が認める日(令和2年2月1日)以降において、原則最近1か月の売上高等が前年同月に比して、15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比し、15%以上減少が見込まれること。

≪認定基準は、創業1年未満の方へも弾力的に取り扱うこととなりました≫
 ≪認定書の有効期限は令和2年7月31日発行分まで、一律同年8月31日まで有効とされました≫
 ≪認定手続きは、申込金融機関による代理申請・代理受領が始まっています≫
 ≪認定基準の詳細につきましては、取扱金融機関または、各市町村へお問い合わせ願います≫

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

3 令和2年度新型コロナウイルス感染症に関する保証制度一覧表

(1) 協会制度

制度種類	危機関連保証	セーフティネット (SN) 保証
必要な認定	危機関連保証認定(100%保証,売上減少率15%以上)	SN保証4号認定(100%保証,売上減少率20%以上) SN保証5号認定(80%保証,売上減少率5%以上)
保証限度額	運転・設備資金 2億8,000万円 (無担保扱額8,000万円まで)	運転・設備資金 2億8,000万円 (無担保扱額8,000万円まで)
保証期間 (据置期間)	運転・設備資金10年 (2年)	運転・設備資金10年 (1年)
保証料率	年0.80%	SN4号保証 年0.87% SN5号保証 年0.80%
貸付利率	金融機関の所定利率	金融機関の所定利率

(2) 鹿児島県融資制度 (危機関連保証 セーフティネット保証)

制度種類	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金		セーフティネット対応資金	
	NEW(令和2年5月1日追加) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金	現行制度	NEW(令和2年5月1日追加) 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金	現行制度
必要な認定	危機関連保証認定 SN保証4号認定 SN保証5号認定	危機関連保証認定 SN保証4号認定 SN保証5号認定	SN保証5号認定	SN保証4号認定 SN保証5号認定
保証限度額	運転・設備資金 4,000万円 3,000万円	1,000万円 (3,000万円を超える部分)	運転・設備資金 3,000万円	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
保証期間 (据置期間)	運転・設備資金10年 (5年)	運転・設備資金10年 (2年)	運転・設備資金10年 (5年)	運転資金7年,設備資金10年 (2年) (3年)
保証料率	年0.00%	年0.00%	年0.425% 経営者保証無の場合0.525%	SN4号保証 年0.65% SN5号保証 年0.62%
貸付利率	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し,3年間は実質0%	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し,1年間は実質0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%

(3) 鹿児島市中小企業融資 (危機関連保証 セーフティネット保証)

制度種類	経営安定化資金 (危機関連保証対応)	経営安定化資金 (セーフティネット保証対応)
必要な認定	危機関連保証認定	SN保証4号認定 SN保証5号認定
保証限度額	運転・設備資金 3,000万円	運転・設備資金 3,000万円
保証期間 (据置期間)	運転資金7年,設備資金10年 (2年)	運転資金7年,設備資金10年 (2年)
保証料率	年0.00%	SN4号保証 年0.00% SN5号保証 年0.16%
貸付利率	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超7年以内 年1.9% 7年超10年以内 年2.0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%

NEW

令和2年5月1日追加された「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、令和2年度補正予算に基づく民間金融機関を通じた資金繰り支援に係る具体的施策です(全国統一の保証制度)。
(取扱期間:令和2年5月1日受付～令和2年12月31日受付かつ令和3年1月31日融資実行分まで)

この制度は、「利払い負担の軽減」を目的とした、既存保証付き借入の借換えにもご利用できますが、原則80%保証の借入を100%保証の資金で借り換えることはできません(但し、特例有り)。

(危機関連保証認定、SN保証4号認定は100%保証、SN5号保証認定は80%保証です。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (当協会の支援策まとめ)

4 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じておられる県内の中小・小規模企業者の皆様からの相談に対応するため、当協会においては、以下のとおり経営相談窓口を設置しております。

- (1) 保証申込み等に関する相談
保証部 電話番号 099-223-0271
- (2) 条件変更(返済条件の緩和)等に関する相談
経営支援部 電話番号 099-223-0274

※開所時間9:00~17:15(土日、祝日は除く)迄
※3月7日(土)より当面の間、休日電話相談9:00~17:00

5 当協会の審査も事業者の方々に最大限配慮いたします。

- (1)資金繰り表等の提出は、真に必要な場合のみに限定するなど提出書類を簡素化し、スピーディーな審査を実現します。
- (2)赤字、債務超過先や貸出条件緩和先に対しても、実情に応じた最大限の配慮を行います。